

## 高知県社会福祉協議会行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年9月1日～令和5年8月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：時間外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和3年9月～ 毎月の給与支給日及び毎週水曜日並びにボーナス支給日にノー残業デーを実施
- 令和3年9月～ 局内会議（課長会）で周知を行う。  
実施当日は、メールにて各職員へ周知するとともに、終業時間に所属長及びグループ長から声掛けして退出を促す。

目標2：出産や育児に係る本会規程や制度の内容について職員に周知する。

<対策>

- 令和3年9月～ 出産・育児に係る本会規程や制度の具体的な内容をまとめたハンドブックにより職員に周知し、安心して妊娠、出産、子育てのできる環境づくりを推進する。